

令和8年1月6日

## 取適法にかかる内部通報窓口に関するお知らせ

今般、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）が改正され、新たに中小受託取引適正化法（以下「取適法」といいます。）となりましたので、当社の令和6年6月11日付「下請法にかかる内部通報窓口に関するお知らせ」を、下記のとおり改訂いたします。

### 記

当社（株式会社 WECARS）では、令和5年9月より設置した内部通報窓口（以下「内部通報窓口」といいます。）とは別に、中小受託事業者様との公正な取引を目指し、取適法専用の内部通報窓口（旧名称：下請法内部通報窓口 以下「取適法内部通報窓口」といいます。）を令和6年6月11日より設置し、その運用を継続しております。

取適法内部通報窓口は、内部通報窓口とは異なりますので、ご注意下さい。取適法その他関連する法令違反に関連しない通報・ご相談につきましては、従来どおり、内部通報窓口に通報・ご相談ください。

制度の概要は、以下のとおりです。

### （1）対象利用者

- ① 当社に就労する役職員（役員、従業員、契約社員、嘱託、派遣社員、その他当社に就労する全ての方を含みます。）
- ② 当社の中小受託事業者を含む取引先及び取引先の役職員
- ③ ①及び②の役職員であった方（退職又は契約終了から1年以内の方に限ります。）
  - ※ 匿名であっても通報窓口を利用することができます。
  - ※ ただし、匿名による通報の場合、事実関係確認のための調査に限界がありますことをご承知ください。

### （2）通報対象行為

当社の業務並びに株式会社 BALM（旧：株式会社ビッグモーター）及び同社に吸収合併される前の株式会社ビーエムハナテン（以下、併せて「BM社」といいます。）の業務における取適法又は下請法その他関連する法令に違反する事実又は違反するおそれのある行為（以下「取適法等違反行為」といいます。）

※ ただし、当社への単なる批判、誹謗中傷や個人に対する悪口などの不正行為と関

係のないものは除きます。

※ 取適法又は下請法その他関連する法令違反に関連しない通報・ご相談につきましては、従来どおり、内部通報窓口に通報・ご相談ください。

### （3）通報又は相談の方法

電子メールによるものとし、通報窓口は以下のとおりです。

通報窓口となるひふみ総合法律事務所は、BM 社において行われた令和 3 年 8 月 1 日から令和 6 年 3 月 15 日までの下請法にかかる違反行為の調査を担当しておりましたが、当社における取適法等違反行為の通報窓口も併せて担当しています。同法律事務所と当社との間に利害関係（顧問関係等）はなく、独立した立場として本窓口を担当しています。

情報の取扱いに特別な注意が必要な場合には、必ず、その点を明記した上でご連絡ください。

#### 【通報窓口】

ひふみ総合法律事務所

連絡先：担当弁護士 矢田 悠、小島 冬樹ほか

電子メールアドレス：[wb\\_wecars@123-law.jp](mailto:wb_wecars@123-law.jp)

### （4）調査対応

- ① 取適法内部通報窓口は、当社及び BM 社において行われた取適法等違反行為について通報を受け付ける窓口です。
- ② 通報案件に関する情報は、通報の際に特段の要望がされない限り、通報窓口担当弁護士から、公益通報対応業務従事者指定を受けた社内外の担当者に共有され、当該担当者において、調査の要否、調査が必要な場合には具体的な調査の内容の検討及び調査の実施をいたします。例えば、通報案件が取適法等違反行為に該当しないことが明らかな場合、意見の表明にとどまる場合、具体性を欠き事実の特定ができない場合等には、調査は実施されませんので、ご留意ください。
- ③ ただし、通報案件が、当社ではなく、BM 社において行われた令和 3 年 8 月 1 日から令和 6 年 3 月 15 日までの下請法にかかる違反行為に関連すると通報窓口担当弁護士が判断した場合には、通報窓口担当弁護士により調査がされます。

### （5）通報者及び協力者の保護

当社は、通報窓口利用者や調査協力者に対して、通報、相談したことや、対象事案に関する調査に協力したことを理由として、解雇、懲戒、配置転換、取引の停止等の不利益な取扱いを行いません。

#### **(6) 探索行為の禁止**

当社の役職員は、通報窓口に通報又は相談した者が誰であるか、対象事案に関する調査に協力した者が誰であるかを探索してはならないこととされています。

#### **(7) 秘密の保持**

通報窓口の担当者は、当社内部通報規程に定める場合のほか、法令に基づく場合等の正当な理由がない限り、対象事案に関する情報を開示してはならず、当該情報について秘密を保持しなければなりません。

#### **(8) 是正措置と社内処分**

調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、是正措置を講じ、当該不正行為に関与したものに対し就業規則に従った対応をとります。

以上